

広島県告示第759号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請があったので、同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年12月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都品川区東五反田2丁目18番1号 東洋製罐株式会社 代表取締役社長 大塚 一男
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市下北方1丁目4番1号 東洋製罐株式会社 広島工場

2 申請の内容

排水処理施設における汚水等の汚染状態を変更する。また、排水口における排出水の汚染状態を変更する。

(1) 汚水等の処理の方法

変更

		変更前	変更後
種類		③廃水処理施設	
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	許可後直ちに
	使用開始予定年月日	—	許可後直ちに

使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	20	40	ND	ND	20	40	18	30

(2) 排出水の汚染状態
変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No. 1排水口	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	ND	ND	18	30

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年12月26日から平成29年1月16日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課